

有効期間が定められていない旧BCJ評定（個別建築物を除く工法等）
の取り扱いについてのご注意

平成12年6月1日以降、BCJ評定（個別建築物を除く工法等）は原則として5年間を有効期間とする更新制としており、更新することに関係する最新の建築基準法令および日本建築学会等の基規準への適合性を確認しておりますが、標記のような有効期間の定めがないもの（平成12年6月1日より前に評定取得された旧BCJ評定※）については下記のとおり取り扱いとなりますので、ご利用の際には十分ご注意ください。

なお、平成12年6月1日以降に評定取得されたものであっても、更新が行われず有効期間を超過しているものは、同様の取り扱いとなりますので、併せてご注意下さい。

また、現在BCJ評定として有効な工法等につきましては、原則として当センターのホームページの「評価・評定案件データベース」（<http://www.bcj.or.jp/db/>）に掲載しておりますので、ご利用下さい。

記

- ・ 評定取得時の建築基準法令への適合性は確認されているものの、現行法適合性については担保されていないため、現行法適合については利用する設計者および建築主事等にて確認を要します。
- ・ 技術資料としては利用可能ですが、最新の知見が反映されているとは限らず、また現在のBCJ評定で要求している製品のトレーサビリティ等、最新のBCJ評定とは異なります。

※：平成12年6月1日より前のものであるか否かは、評定書に記載の評定年月日の他、下表に示す事例のとおり、評定番号からも見分けることが可能です（現BCJ評定は、BCJの次に「評定」が入っています）。

旧 BCJ 評定の付番事例	現 BCJ 評定の付番事例
BCJ-C〇〇〇	BCJ 評定-RC〇〇〇
BCJ-S〇〇〇	BCJ 評定-ST〇〇〇
BCJ-F〇〇〇	BCJ 評定-FD〇〇〇

問い合わせ先：評定部 構造課、住宅課